

本内容は、令和6年度補正予算政府案に基づいたものです。
成立した予算の内容に応じて、事業内容等が変更になることが
ありますので、あらかじめご了承下さい。

担い手確保・経営強化支援事業

要望調査実施のご案内

国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設等の導入等を支援するとともに、令和6年度においては、地域計画の早期実現に向け、農地の引受け力の向上等に取り組む場合の支援を充実します。



コンバイン



耐候性ハウス



自動操舵トラクター



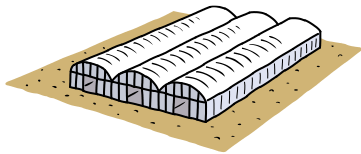
生育センサー付き
可変施肥機

担い手確保・経営強化支援事業のうち 担い手確保・経営強化支援対策

地域計画が策定されている地域において、将来の労働力不足に対応する取組や、環境への負荷を低減し生産の持続可能性を高める取組など意欲的な取組により、**経営構造の転換・経営の発展**を図ろうとする地域の中核となる**担い手**が、**融資を活用する**などして**農業用機械等**を導入する際、**助成金を交付**することにより主体的な経営転換・発展を支援します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会の**金融機関への債務保証（経営体の信用保証）**を支援します（「(1)事業実施地区及び助成対象者について」の市町村が認める者に該当する者は対象外です）。

詳細は、市町村にご確認ください。



取得価格**3,000**万円（税込）

助成金額 最大**1,500**万円（補助率**1/2**以内）

（助成金の上限金額：個人1,500万円、法人3,000万円）

融資を活用して、ハウスとトラクターを整備（取得価格3,000万円）する場合、最大で1,500万円の助成を受けることができます。
自己資金や融資枠が不足している場合でも、経営発展に必要な投資を行うことが可能になります。



担い手確保・経営強化支援対策は、昨年度から事業実施地区と助成対象者の要件が変更されています。

(1) 事業実施地区及び助成対象者について

事業実施地区は原則として、**地域計画が策定されている地域**です。（担い手支援計画の承認を受ける年度に地域計画の策定が確実であると市町村が認める地域を含む。）

【助成対象者】

地域計画のうち**目標地図に位置付けられた者**であって、かつ**認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標水準を達成している者、市町村が認める者**

(2) 助成対象となる事業内容について

助成対象となる事業内容は以下のとおりです。

農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは経営の改善に必要な機械又は施設の導入・整備等

例えば、

- ・トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
 - ・乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）、農畜産物加工施設（加工設備）など設備の取得
 - ・ビニールハウスの整備
- などが支援の対象となります。



事業内容の主な要件

- ・ 事業費が整備内容ごとに**50万円以上**であること
- ・ 事業の対象となる機械等は、**新品の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下**のものであること
- ・ 運搬用トラック、パソコン、倉庫等、**農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと**
- ・ **成果目標の達成に直接に関連するものであること**
- ・ 園芸施設共済、農機具共済の加入等、**自然災害による被災に備えた措置**がされるものであること 等

※ 中古機械及び中古施設にあっては、上記の要件に加え、使用可能と認められる年数が2年以上のものであること

導入する機械等については、上記のほか、一定の条件がありますので、市町村にお問い合わせください。

また、導入する機械等の能力・規模は、計画する経営規模等に照らして適切なものとしてください。



～優先枠について～

○省力化農業転換優先枠

省力化農業への転換を支援するため、スマート農業技術活用促進法の生産方式革新実施計画の取組に必要な機械等の事業費が全体事業費の2分の1を超える場合、又は以下の対象機械の事業費が全体事業費の2分の1を超える場合に、優先枠の対象として支援します。

- ①農業用機械の自動操舵システム、②農薬散布等無人航空機、
- ③水田の高度水管理システム、④自動収穫・選果作業機、
- ⑤牛個体管理システム 等



○みどり農業推進優先枠

環境への負荷を低減し生産の持続可能性を高める取組を支援するため、以下の対象機械等の事業費が全体事業費の2分の1を超える場合に、優先枠の対象として支援します。

- ① みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合、当該計画に関連する機械等
- ② 化石燃料使用量の15%以上の削減を図る機械等
- ③ 化学肥料使用量の20%以上の削減を図る機械等



(3) 成果目標について

助成対象者は、翌々年度の**成果目標を設定**し、達成に向けた取組をします。

[必須目標]

「付加価値額の1割以上の拡大」（市町村が認める者は「付加価値額の拡大」）
※付加価値額とは、収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加えた額です。

[選択目標]（ポイント化した取組に基づき設定）

経営面積の拡大、農産物の価値向上、農業経営の複合化、農業経営の法人化、環境配慮の取組、輸出の取組等

(4) 融資の活用について

本対策は機械等の導入に当たって融資を活用することが必要です（市町村が認める者は除きます。）。

活用する融資は、以下の機関が貸し付けを行う資金です。

- ・農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、(株)商工中金、(独)奄美群島振興開発基金、銀行、信用金庫、信用組合、都道府県

(5) 助成金の算定方法について

本対策においては、個々の事業内容ごとに以下の①～③（市町村が認める者は、①又は③）により算定した額のうち一番低い額が助成金額となります。

- ① = 事業費 × 1/2
- ② = 融資額（機械等の導入に当たって融資を受ける額）
- ③ = 事業費 - 融資額 - 地方公共団体等による助成額

ハウスとトラクター（導入費用3,000万円）を、金融機関から1,400万円の融資、A農協から300万円の助成を受けて整備する場合は、

- ① = 1,500万円（3,000万円（事業費）×1/2）
- ② = 1,400万円（融資額）
- ③ = 1,300万円（3,000万円（事業費） - 1,400万円（融資額）
- 300万円（A農協からの助成額））

となり、一番低い③の1,300万円が助成金額となります。



(6) 助成金の配分について

- 本対策は、応募される農業者の取組や地域の取組をポイント化し、**ポイントの高い農業者から配分対象とし、事業実施地区の配分額を算定します。**農業者の取組に係るポイントの詳細は市町村にご確認ください。
- 配分対象農業者毎の助成金の配分上限額は、以下のとおりです。

法人：3,000万円、法人以外の者：1,500万円、市町村が認める者：100万円

担い手確保・経営強化支援事業のうち 地域農業構造転換支援対策

地域計画の早期実現に向け、地域の中核となる担い手の農地の引受け力の向上等に
必要な農業用機械・施設の導入（融資活用不要の購入）及び農業用機械のリース
導入を支援します。

併せて、融資を活用する場合は、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会
の金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します（リース導入する場合や
「(1)事業実施地区及び助成対象者について」の市町村が認める者に該当する者は対象外です）。
詳細は、市町村にご確認ください。

担い手確保・経営強化支援対策、地域農業構造転換支援対策の購入支援、地域農業構
造転換支援対策のリース導入支援は、いずれか1つしか事業実施できません。
ただし、要望調査においては、担い手確保・経営強化支援対策と地域農業構造転換支
援対策の購入支援は併せて要望することが可能です。
仮に両方が配分対象となった場合にどちらで配分を希望するかは、要望する時点で明
らかにしておいてください。



(1) 事業実施地区及び助成対象者について

事業実施地区は、将来像が明確化された地域計画（目標集積率が8割以上等）であ
る必要があります。詳細は、市町村にご確認ください。

【助成対象者】

地域計画のうち目標地図に位置付けられた者であって、かつ認定農業者、認定
就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標水準を達成している者、市町
村が認める者。

(2) 助成対象となる事業内容について

助成対象となる事業内容は以下のとおりです。



本対策は担い手確保・経
営強化支援対策と異なり、
直売施設、観光農業関連施
設などの農産物の販売に必
要な機械や施設は対象とな
りません。

【購入】

農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは経営の改善に必要な機
械又は施設の導入・整備等

【リース導入】

リースによる農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは経営の改
善に必要な農業用機械の導入

事業内容（リース導入）の主な要件

本対策の事業内容は担い手確保・経営強化支援対策と同じですが、リース導入する場合は以下に留意してください

- ・ リースは農業用機械に限る（施設は対象となりません）
- ・ リース期間は3年以上、法定耐用年数以内であること
- ・ リース期間が終了した後に、**地域計画等において成果目標から更に地区内で経営面積3割又は10ha以上拡大**等することが確認できること 等



本対策のリースは、いわゆるファイナンシャルリースと言われる**全額支払いの形態に限りません**。使用期間分の価格を支払う**残価設定型**のリース形態も対象となります。

(3) 成果目標について

助成対象者は、翌々年度の**成果目標を設定**し、達成に向けた取組をします。

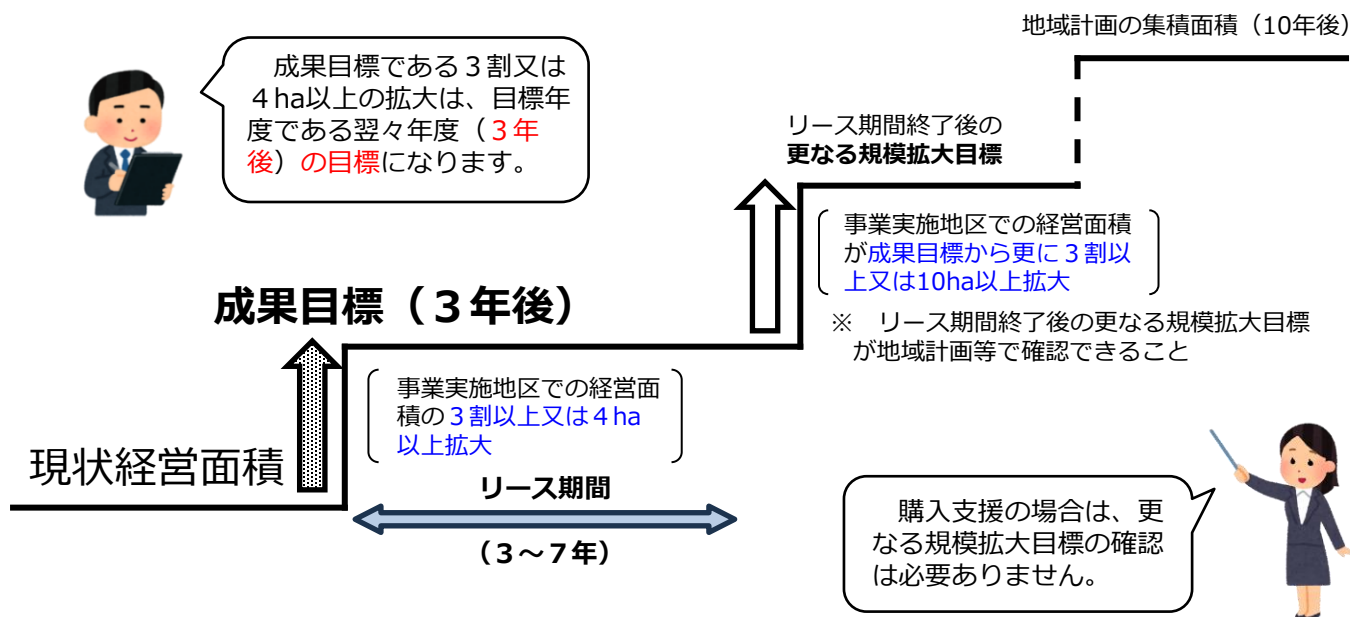
[必須目標]

「**事業実施地区内での経営面積の3割又は4ha以上拡大**」

[選択目標]（ポイント化した取組に基づき設定）

付加価値額の拡大、経営面積の拡大、農産物の価値向上、農業経営の複合化、農業経営の法人化、環境配慮の取組、輸出の取組等

<経営面積のイメージ>



(4) 融資の活用について

融資の活用は必須ではありません。

(5) 助成金の算定方法について

○購入：事業費 × 3/10

○リース導入：リース物件購入価格 × 3/7

(リース期間が4年未満の場合は、リース物件購入価格 × (リース期間(1か月未満は切り捨て) / 7年間) × 0.75

※ リース導入の場合は農業者とリース事業者が共同申請し、リース初年度(事業実施年度)にリース事業者へ助成金が支払われます。

(6) 助成金の配分について

- 本対策においても、応募される農業者の取組や地域の取組をポイント化し、ポイントの高い農業者から配分対象とし、農業者の配分額を算定します。農業者の取組に係るポイントの詳細は市町村にご確認ください。
- 配分対象農業者毎の助成金の配分上限額は、以下のとおりです。

法人であるか否かを問わず：1,500万円、市町村が認める者：100万円

本事業は市町村が行う助成事業を補助する事業です。

事業の詳細については、助成事業を行う市町村の農政担当部局又は都道府県の農政部局、以下の農政局等へお問い合わせ下さい。

【地方農政局等連絡先】

東北農政局	経営・事業支援部経営支援課	022-263-1111 (内線 4546)
関東農政局	経営・事業支援部経営支援課	048-600-0600 (内線 3839)
北陸農政局	経営・事業支援部経営支援課	076-263-2161 (内線 3947)
東海農政局	経営・事業支援部経営支援課	052-201-7271 (内線 2356)
近畿農政局	経営・事業支援部経営支援課	075-451-9161 (内線 2797)
中国四国農政局	経営・事業支援部経営支援課	086-224-4511 (内線 2496)
九州農政局	経営・事業支援部経営支援課	096-211-9111 (内線 4498)
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部経営課	098-866-1628 (直通)
農林水産省経営局経営政策課	担い手総合対策室	03-3502-6444 (直通)